

2019年度事業報告書

2019年4月1日から

2020年3月31日まで

公益財団法人 東京エムオウユウ事務局

第1章 はじめに

国際海運では早くから航海自由の原則が確立され、船舶の国籍を問わず国際航路に参入できるようになっています。このため、競争が激しくなるとともに、船会社は所有船の船籍をリベリア、パナマなどの国（便宜置籍国）に置き、コスト削減を図るようになりました。

船舶の安全規制は、国際条約に基づき、船舶が船籍を置く国（旗国）が第一義的責任を負っています。しかし、初期の便宜置籍国は、条約で定められた安全・環境保護規制に十分な能力を持たず、便宜置籍国の船舶が世界各地で事故を起こし、油流出による海洋汚染や沈没による航路障害を引き起こしました。1978年には便宜置籍国に船籍を置く巨大タンカーが操舵装置の故障からフランス沖で座礁し大量の原油を流失、沿岸国に多大の被害をもたらしました。

事故の影響を被った欧州各国は、寄港する外国船舶が国際基準に定められた要件に適合しているかを確認する必要があるとの認識を持ち、国際条約上認められたPort State Control（P S C：寄港国船舶検査）と呼ぶ立入検査で確認しようとしてきました。ただし、P S Cを確実に実施するためには、次のような問題がありました。

1. 近隣の港湾間で、検査内容に差異があると、例えばA港が厳しく隣接するB港が安易なP S Cを行えば船舶はB港に流れるといった、不適切な競争を招くおそれがあること。
2. 船側にとっては、寄港国毎に立入検査を受けることとなると円滑な運航に支障を来すこと。

これらを解決するには、地域内において統一的な手法によりP S Cを実施するとともに、ある港のP S Cで問題ないと判定された船舶については一定期間近隣港ではP S Cを実施しない等、地域内で検査結果を共有するといった国際協力が必要になります。このため、欧州各国は、1982年にパリで「P S Cに関する地域協力に関する覚書(Memorandum of Understanding)」(パリM o U)を採択しました。パリM o Uにより欧州ではP S Cが組織的に実施されるようになり、国際基準を満足しない船舶（サブスタンダード船）が減少しました。

国連の専門機関である国際海事機関（IMO）は、パリM o Uの成果を踏まえ、他の地域でも同様の措置を講じることを促すため、「P S Cに関する地域協力の促進に関する総会決議」を1991年に採択しました。これを受け、日本がイニシアティブをとり1993年に東京で「アジア太平洋地域におけるP S Cの地域協力に関する覚書」(東京M O U)が採択されました。現在、日本、中国、韓国、豪州等の21の国・地域が東京M O Uの加盟当局になっています。

P S Cに係る地域協力を実効あるものとするには、P S Cに関する検査手法の統一、検査情報の共有、情報公開などに関する詳細を定めなければなりません。これには、加盟当局間の意見調整が必要になります。また、統一的な検査手法の徹底や検査情報システムの円滑な運用を図るためには、P S C関係職員に対する研修・訓練が必要になります。

本財団は、東京MOU加盟当局間の意見調整などを円滑に実施できるようにするためのMOU事務局事業と、各国P S C関係職員の研修等を企画・実施する研修事業を行っています。なお、アジア太平洋地域には発展途上国も多く、東京MOUにより多くの国が参加できるように日本の民間資金（日本財団の助成金）を活用し各国の資金負担を軽減しています。

第2章 事業報告

1. MOU事務局事業

- .1 東京MOUには現在21の国・地域のPSC当局が加盟しており、加盟当局責任者の会合であるPSC委員会を毎年ほぼ1回各国持回りで開催しています。本財団は、PSC委員会の事務局の役割を担っており、委員会開催の日程調整、提案文書の回章、事務局提案文書作成及び委員会での説明、委員会報告書の作成等を行っています。
- .2 本年度は2019年10月14～17日、マーシャル諸島共和国・マジュロで第30回PSC委員会を開催しました。本PSC委員会での主な決定事項等は、次のとおりです。
 - ① 3年間に亘る準加盟当局としての活動がMOUに適合していると前回委員会で認められたパナマについて、同国からの加盟当局資格付与申請に基づく現地調査チーム（中国、ニュージーランド、シンガポール及び事務局により構成）の調査結果等に基づき、加盟当局基準に完全に適合していることが確認され、21番目の正式加盟当局として全会一致で承認。これにより、関連する「ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定」(MOU)の改正が採択されました。
 - ② 一昨年5月3日及び4日にバンクーバーにて開催された標記第3回パリMOU・東京MOU合同閣僚会議において採択された閣僚宣言に盛り込まれた31の行動計画について、そのフォローアップ状況等に関する審議を行い、ばら積み貨物の輸送の安全の確保向上策として、荷送り人等関係者に対する教育プログラム用の冊子等について審議されたほか、旗国船舶の安全を確保するために旗国当局を支援することを目指したSOLAS条約第I章第4規則に基づく船舶の検査ガイドライン案について審議。なお、前者については、会議後インターネット会議にて冊子が取りまとめられ、Tokyo MOU Safety Bulletin No.3として東京MOUのパブリックサイトに掲載されました。
 - ③ 2018年に実施した「MAPOL条約附属書VI（大気汚染防止）」に関する集中検査報告書を承認するとともに、2021年には、パリMOUと合同で「STCW条約」をテーマに集中検査キャンペーンを行うこと及び2022年には「火災安全」をテーマに合同集中検査キャンペーンを行うことに合意しました。
 - ④ 検査マニュアルの内容の更新を図るための改訂について承認しました。
 - ⑤ 技術協力プログラムが順調に実施されていることを確認するとともに、日本財団による財政支援に感謝の意を表明しました。
 - ⑥ 次回会合について、韓国ソウルにおいて2020年11月に開催することに決定しました（会議後、韓国の事情により開催時期を12月に変更）。



第30回PSC委員会：マーシャル諸島（マジュロ）

- .3 次回のPSC委員会までの間、インターネットを介した作業部会が設置され、本財団はメーリングリストの整備、部会討議への助言等を行い、円滑に作業部会が進捗するよう支援しました。
- .4 同年5月13～17日にロシアで開催されたパリMoU加盟政府間会合、同年7月1～5日に英国で開催されたIMO第6回条約等実施小委員会に出席し、東京MOUの活動状況等を報告するとともに、他の地域PSC組織と情報交換や規則改正の動向等についての情報収集を行いました。
- .5 同年4月23日、東京MOUの2018年の活動状況を取りまとめたAnnual Report 2018を公表しました。同ReportにはPSC委員会の決定事項、研修等の開催状況、加盟当局が実施したPSC検査データの概要、当該データに基づき作成した旗国、政府代行機関別の格付等が記載されており、本財団が原案を作成し加盟当局の了承を得て公表しています。
- .6 同年9月1日～11月30日に、「非常システム及びその手順」に関する集中検査を実施しました。東京MOUとパリMoUとが共同で質問票を作成し、黒海及びインド洋PSC地域組織も同じ質問票を使い集中検査を実施しました。
- .7 PSC委員会で決定した基本方針に基づきPSC標準マニュアルの改訂作業を進め、同年7月18日及び2020年1月21日に各国へ改訂版を送付しました。
- .8 2020年3月12日、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大に伴い、海運業界では、IMO関係条約に定められている検査、監査時期あるいはバラスト水処理装置の設置時期等の延期やILO海上労働条約に定められている船員の雇用期間の延期等を余儀なくされている状況に鑑み、これらの状況に対し現実的に対応する必要があるとの認識の下、加盟当局が

協議の結果、統一的な対応を行うための指針（ガイダンス）を他のMOUに先駆けて策定し、実施しました。

- .9 2019年のPSC検査データについて、2020年4月下旬～5月上旬に公表すべく分析を進めました。

2. 研修事業

アジア太平洋地域内で統一的にPSCを実施するため、本財団はPSC職員に対する研修・訓練を企画、実施しています。研修等の計画は、PSC委員会の意見等を聴取し5年毎に見直しています。また、アジア太平洋地域には途上国も多いため、当財団が研修等に参加する途上国職員や途上国へ派遣する専門家の旅費などを支援しています。

- .1 加盟当局の要請により下記の専門家派遣を実施し、本財団は専門家等の派遣費用を負担しました。
 - ① 2019年4月8～12日、韓国からマレーシアへ専門家2名を派遣し、実務的研修（講義及び船上実習）を実施しました。23名の研修生が参加しました。
 - ② 同年11月25日～29日、日本からフィジーへ専門家2名を派遣し、実務的研修（講義及び船上実習）を実施しました。11名の研修生が参加しました。
 - ③ 同年12月9～13日、日本からベトナムへ専門家2名を派遣し、実務的研修（講義及び船上実習）を実施しました。21名の研修生が参加しました。
- .2 同年7月1～4日の4日間、バヌアツでセミナーを開催しました。「非常システム及びその手順」に関する集中検査のガイドライン、IGFコードに関するガイドライン、最近の条約改正の動向等に関する講義、旗国から抗議があった事案等に関する事例研究などを行いました。本セミナーには、20の国・地域から28名が参加しました。本財団は、開催費用の大半及び域内途上国参加者8名の旅費等を負担しました。
- .3 同年8月19日～9月14日、日本で一般研修を実施しました。前半2週間は横浜で座学研修を行い、その後10か所の地方運輸局で船上実習を行いました。本研修には、域内14の国・地域、域外8か国から合計22名が参加しました。本財団は、域内途上国からの参加者8名の旅費等、IMOは域外からの参加者7名の旅費等を負担しました。
- .4 東京MOU域内PSCの調和を促進するために検査官交流を行っており、本年度は5件の検査官交流（カナダ→ロシア（2019年7月22日～8月2日）、ロシア→香港（同年9月9日～22日）、チリ→タイ（同年10月7～18日）、豪州→シンガポール（同年11月25～12月5日）及び日本→ペルー（2020年2月3～14日））を実施しました。本財団は、検査官の派遣費用を負担しました。
- .5 2019年9月24～26日、ロシアでSTCW条約をテーマに専門研修を実施しました。本研修には、域内13の国・地域、域外2か国から22名が参加しました。本財団は、開催費用の一部及び域内途上国からの参加者8名

の旅費等を負担しました。

- IMOがNORAD（ノルウェーの技術協力機関）の資金提供を受け、東南アジア諸国7か国において2018年から4年計画で実施している海洋環境保護関係条約の実施促進プロジェクト（MEPSEASプロジェクト）に協力するため、2019年8月27～29日にフィリピンにて開催された同プロジェクトの第2回地域ハイレベル会合に出席し、東京MOUとしての協力可能分野について協議を行いました。



日本での一般研修（講義及び船上実習）



バヌアツでのセミナー



ロシアでの専門研修



第2回 MEPSEAS Project 地域ハイレベル会合（於：フィリピン）

3. その他の事業

昨年度に引き続き、日本財団の支援を受け、基準不適合船の温床となっている東京MOU域内の低格付けの旗国（ブラックリスト国）5カ国（カンボジア、キリバチ、モンゴル、パラウ及びトンガ）5名の政策担当者等を招集し、ベトナム・ダナンにおいて、旗国としての責務に関する説明、旗国パフォーマンス向上に係る優良先行事例の紹介、旗国パフォーマンス向上に係るIMOの技術協力プログラムの紹介等を内容とするセミナーを2020年2月17～21日に開催する予定で、所要の準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、開催直前の同年2月10日に中止を決定しました。本件セミナー事業については、日本財団の御厚意により、2020年度に事業延長を行い、同年度に改めて開催することが認められました。

第3章 管理業務

1. 理事会及び評議員会

本年度の理事会及び評議員会等の開催状況は、次のとおりです。

- .1 第18回理事会（書面）：2019年5月10日、議題＝評議員選定委員会外部委員の選任、評議員候補者の推薦、業務執行理事職務執行状況報告
- .2 第11回評議員会（書面）：2019年5月10日、議題＝評議員選定委員会の委員の選定
- .3 第4回評議員選定委員会：2019年6月4日、議題＝評議員の選任
- .4 第19回理事会：2019年6月4日、議題＝平成30年度事業報告（案）及び決算報告（案）、定時評議員会の開催、業務執行理事職務執行状況報告
- .5 第12回評議員会：2019年6月19日、議題＝退職する評議員への退職慰労金の支給、平成30年度事業報告及び決算報告
- .6 第20回理事会（書面）：2020年3月23日、議題＝令和2年度事業計画案及び予算案、次期評議員候補者の推薦、評議員選定委員会外部委員の交代、業務執行理事職務執行状況報告

2. 事務局組織

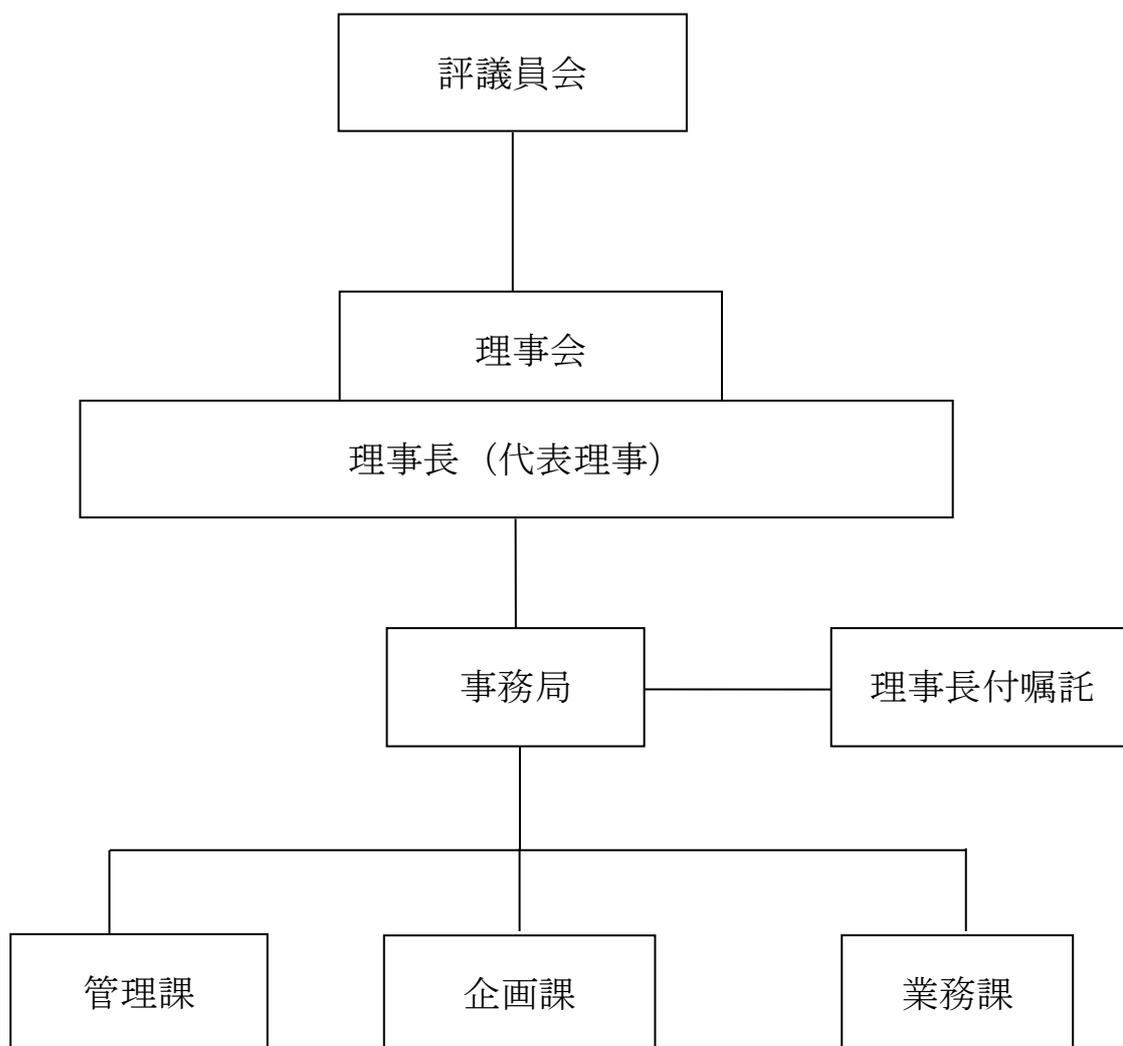
2019年度末の本財団組織図は、別添のとおりです。

3. 財産等

- .1 2019年度末の基本財産は5千万円であり、長期国債で運用し満期保有目的債券としています。本財団の最も大きな財産である研修事業基金（2019年度末簿価：約22億94百万円）は、各種債券、公社債投信及び銀行預金で運用し時価評価をしています。
- .2 本財団の主な収入は、各国拠出金、日本財団助成金及び研修事業基金運用益です。

組織図

令和2年3月31日現在



<附属明細書の作成について>

上記の事業報告に関して、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定されている附属明細書によりその内容を補足すべき重要な事項はありませんので、附属明細書は作成していません。